67	関税率表第7202・49号に掲げる物品	フェロクロム（炭素の含有量が全重量の４％を超えるもの以外のもの）	23,185,651	1,090,130	ＫＧ	0.6	
68	関税率表第7202・60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの）	3,406,006	559,980	ＫＧ	0.0	（コロンビア） 559,980千円
69	関税率表第7202・60号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの以外のもの	フェロニッケル（ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの以外のもの）	1,111,668	180,000	ＫＧ	0.0	（コロンビア） 180,000千円
70	関税率表第7403・11号、第7403・12号又は第7403・13号に掲げる物品 関税率表第7403・19号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）以外のもの	精製銅	47,705,271	6,159,100	ＫＧ	0.6	
71	関税率表第7407・10号、第7407・21号、第7408・11号、第7408・19号又は第7408・21号に掲げる物品 関税率表第7407・29号の２又は第7408・29号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの	銅の棒、形材及び線	5,418,501	512,192	ＫＧ	0.0	
72	関税率表第7409・11号、第7409・19号、第7409・40号、第7409・90号、第74・10項又は第7411・10号に掲げる物品	銅のはく及び精製銅の板、管等	6,035,044	1,118,787	千円	0.0	（中華人民共和国） 1,118,787千円
73	関税率表第7501・20号の１又は第7502・10号に掲げる物品	ニッケルの塊	29,399,760	2,215,910	ＫＧ	0.6	
74	関税率表第76類に掲げる物品	アルミニウム及びその製品	11,353,650	3,920,021	千円	0.0	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国
75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,683,942	620,995	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	24,842,174	8,334,985	ＫＧ	0.4	（ペルー） 4,014,986千円 （ナミビア） 4,208,467千円
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,112,618	3,315,592	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国 （南アフリカ共和国） 1,247,992千円
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	213,997	158,119	千円	0.0	平成21年５月16日適用停止 中華人民共和国
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,035,543	2,303,368	千円	0.0	平成21年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成21年度における限度額等を定める件」（平成21年財務省告示第102号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成21年７月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成〇年〇月〇日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。

５．「備考」欄に「（特定国名）輸入額等」のように記載されている場合には、当該物品の平成21年７月末現在における当該特定国からの輸入額等が限度額等の５分の１に対して７割以上に達したことを示す。